



平成24年5月28日

各 位

会 社 名 ゼビオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 諸橋友良
(コード番号8281 東証第一部)
問合せ先 常務執行役員 中村和彦
電話番号 024-925-2510

定款の一部変更および補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、平成24年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」「補欠監査役候補者選任の件」を平成24年6月28日開催予定の当社第40回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
第五章 監査役および監査役会 (選任方法) 第 30 条 (記載省略) 2. (記載省略)	第五章 監査役および監査役会 (選任方法) 第 30 条 (現行どおり) 2. (現行どおり)

(新 設) (新 設) (任 期) 第 31 条 (記載省略) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	3. <u>当会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (任 期) 第 31 条 (現行どおり) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>
---	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月28日 (木)

定款変更の効力発生日 平成24年6月28日 (木)

2. 補欠監査役候補者の選任

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329 条第 2 項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名を選任するものであります。

なお、本議案は上記「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
吉田 好一 (昭和26年9月14日)	昭和51年3月 当社入社 平成 3年4月 当社ゼビー事業本部商品三部長 平成 9年2月 当社本宮流通センター長 平成13年3月 当社執行役員経営計画物流部長 平成15年6月 当社内部監査室長 平成19年6月 当社常勤監査役 平成23年6月 当社常勤監査役退任 平成23年7月 当社内部監査室（現任）	1,300株

以 上

-